
◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回川西町議会定例会第18日目の会議を開きます。

(午前11時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第68号 副町長の選任について

○議長 日程第1、議第68号 副町長の選任について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第68号 副町長の選任についてご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、副町長山口俊昭氏が平成30年9月30日付で任期満了となるため、提案するものでございます。

私からご提案申し上げます。

川西町副町長に次の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、川西町大字中小松3152番地の7、氏名山口俊昭、生年月日、昭和28年10月4日でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件であり、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案に同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

山口俊昭君の入場を求めます。

(入 場)

○議長 副町長に選任同意されました山口俊昭君にごあいさつをお願い申し上げます。

○副町長 ただいまは副町長の選任にご同意をいただき、心より感謝申し上げます。

私は、さかのぼること昭和52年の職員採用以来、町を愛するという気持ちを貫いてきたつもりでございます。また、4年前、副町長に選任いただきましたときも、その思いをさらに強めながら、努めてきたつもりでございます。このような初心をしっかりと忘れずに、町長を支え、町政の発展のため、山積する課題解決に取り組む所存であります。

議員の皆様、町民の皆様、そして職員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、あいさつといたします。

よろしく願いいたします。(拍手)

○議長 山口俊昭君には本町の振興発展のため、ご活躍されますことをご期待申し上げます。

◎議第61号 町道路線の廃止についてから議第60号 平成30年度
川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)まで
の付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第61号 町道路線の廃止についてから議第60号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該10議案については、本定例会第1日目の9月4日本会議において、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますのでご了承願います。

初めに、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長齋藤修一君。

(産業厚生常任委員会委員長 齋藤修一君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私から産業厚生常任委員会付託議案審査の報告を申し上げます。

平成30年9月4日、第3回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案につきましては記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第61号 町道路線の廃止について。

道路改良の整備計画に合わせて廃止する旨の説明を受けた。

(2) 議第62号 町道路線の廃止について。

二井町地内における工場立地により廃止する旨の説明を受けた。

(3) 議第63号 町道路線の認定について。

道路改良の整備計画と合わせて町道として認定する旨の説明を受けた。

(4) 議第64号 町道路線の認定について。

町道として認定する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上です。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第61号 町道路線の廃止について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は

可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第62号 町道路線の廃止について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第63号 町道路線の認定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第64号 町道路線の認定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長金子一郎君。

(予算特別委員会委員長 金子一郎君 登壇)

○予算特別委員会委員長 それでは、私より川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月4日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第55号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第3号）、議第56号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上6議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された6議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第55号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第3号）、議第56号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上6議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等について、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成30年度川西町各会計補正予算6議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第55号 平成30年度川西町一般会計補正予算(第3号)、議第56号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第57号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第58号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第59号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第60号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上、6議案について、予算特別委員会委員長の報告は、6議案とも可決であります。予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第48号 平成29年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について
から議第54号 平成29年度川西町水道事業会計決算
認定についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第3、議第48号 平成29年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第54号 平成29年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

この際、議員選出の高梨勇吉監査委員は監査委員席にご着席ください。

当該7議案につきましては、本定例会第3日目の9月6日、本会議において決算特別委員会に審査を付託したものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題といたします。

決算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 淀 秀夫君。

(決算特別委員会委員長 淀 秀夫君 登壇)

○決算特別委員会委員長 川西町議会決算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月6日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第48号 平成29年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第49号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第50号 平成29年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第51号 平成29年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第52号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第53号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第54号 平成29年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7議案について常任委員会を単位とする2つの分科会を設置し、示された日程に従い、町長、副町長、教育長初め関係課長等職員の出席を求め、平成29年度における主要な施策の成果及び予算実績報告書を中心に詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査を行いました。

さらに、本日開かれた決算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて審議を行い、慎重審査の結果、付託された7議案はいずれも認定すべきものと決定した次第であります。

決定の状況については、議第48号 平成29年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第49号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第50号 平成29年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第51号 平成29年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第52号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第53号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第54号 平成29年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7議案につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の経過における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいくださるようお願いいたします。

また、決算審査に当たり、町当局には諸資料を提出いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきましたことに感謝の意をあらわし、決算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございます。

○議長 決算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成29年度川西町各会計決算認定7議案につきましては、決算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますの

で、この際、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

高梨勇吉監査委員は自席にお戻りください。

直ちに採決に入ります。

議第48号 平成29年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第49号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第50号 平成29年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第51号 平成29年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第52号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第53号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第54号 平成29年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7会計決算について、決算特別委員会委員長報告は7会計とも認定するものであります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午後 零時00分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議第67号 土地の取得について

○議長 日程第4、議第67号 土地の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第67号 土地の取得について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町役場新庁舎建設用地取得のため、提案するものでございます。内容につきまして、遠藤未来創造室長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 遠藤未来創造室長。

○未来創造室長 命によりまして、議第67号 土地の取得について、私のほうからご説明を申し上げます。

川西町役場新庁舎建設用地として、下記の土地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、

- 1、場所、川西町大字上小松字天神東977番地1及び977番地2。
- 2、地目、田。
- 3、面積、1万1,453.89平方メートル。
- 4、契約金額、5,800万円。
- 5、契約の相手方、川西町大字上小松1455番地の8、渡部順一氏でございます。

本日付、町長名でございます。

続きまして、添付をさせていただいております土地売買に関する仮契約書の一番開いて右下の第13条をごらんいただきたいと存じます。

本契約としての成立でございます。第13条に、この契約は仮契約であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による議会の議決があったときをもって本契約とするをいたしているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

5番神村建二君。

○5番 前回の全員協議会でもご説明ございまして、その中でも一部質問をしたわけでございますが、前回のご説明、それから今回の資料によりまして、契約金額が5,800万円ということでございます。その内訳として、先日、お話あったのは、平米当たり4,867円で、土地の面積を掛けると5,500万円、その5,500万円プラス300万円というのがあって、それで5,800万

円になったということでございます。その300万についてですが、先日の資料を見ますと、土地取得にかかわる損失補償価格を加算する。それでもって、それが300万だということだというふうに認識するわけですが、その中でも内訳として、農業補償費が200万だと、それから、白川土地改良決済金が100万だというようなご説明がありました。そのことについては、今回も前回も書面には何も載っていないわけですね。ですから、その300万についての記載がまずないということは、やはり、いかがなものかなと。

町民に対する説明も、我々、当然しなくちゃならないんですが、やはり、必要な数値は開示する必要が、あるいは、開示する義務があるんじゃないかというふうに思うわけです。したがって、改めて、数値を記載した書面を提出していただきたいというふうに思います。

農業補償費が200万、白川土地改良決済金100万というそのロジックがいまいち見えない。何で200万になったのか、何で100万になったのか、その辺の客観的な見方がどういうふうになされたのか。我々町民としても、その部分が非常に、記載もないし、不明だということで、理解できないでいるわけでございます。したがって、書面でもって、やはり、わかるように、その部分についてお願いしたいというふうに重ねてご要望申し上げます。

○議長 遠藤未来創造室長。

○未来創造室長 ご質問をいただきまして、ありがとうございます。

ただ今のご質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回、新庁舎、役場ということで、これの土地を取得する根拠につきましては、土地収用法第3条に基づく施設ということで、収用法を適用させた取得になります。その中で、取得額につきましては、先ほど、議員からご指摘もございましたけれども、土地代やそういった損失にかかる補償価格、全てを込んで土地代と考え、総体で5,800万円という考え方でございます。

全員協議会の中では、その内訳として、ご説明をしたところでございます。その中で、補償費については、300万というご説明を申し上げたとおりで、ご指摘のとおりでございます。その内訳といたしまして、借地権としての権利を有する者の保護ということで、農業補償ということで200万、白川土地改良区の決済金ということで100万ということで、ご説明を申し上げたところでございます。白川土地改良区、まず決済金につきましては、これにつきましては、前回も全員協議会でございましてご説明したとおり、白川土地改良区のほうで、国営土地改良事業維持管理費、国営の附帯経営土地改良事業の維持管理費、そのほか白川土地改良区の維持管理費ということで、それぞれ、決済金として、平米当たり単価を設定されており

ます。今回の場合、この3つを合わせますと、81.36円という単価になってございます。

このほか白川土地改良区の中で、町に対する意見書の交付もしくは現地の踏査手数料などが加算されます。これが8,500円ということで、こういったことで、そのほか水費などもありますので、こういったことを合計して100万という内訳でございます。

農業補償にかかわる内容につきましては、これにつきましては、借地をされている方、借りている方が約1万2,000平米の農地のこれまで経営をしてきたわけでございますが、借地期間5年間を設定している中で、残期間が2年ほどございます。この2年分に対して農業の収入が減少するというようなこと、また、これまでの期間、その農地をお借りして自分なりに投資をしてきた、農地の改良のために投資をした分、そういったものを資産についている償却というものも残っている、そういうことも含めまして、この内容については、あくまでも地権者と耕作者の相対での協議になります。そういったところで、この200万の根拠というのは、そういったことも含めて、お互いの契約の中で、いろいろ取り決めをした中で、相対で価格としてお二人で決めたのが200万ということでございますので、この内容について町に報告を受けたところであります。

町の中では、それに対して、検証させていただいて、妥当性があるというようなことで、その金額として認めて、今回、土地代の一部として200万ということで考えたということでございます。

なお、書面に対して、書面でということのご要望でございますが、大きな意味では、借地権、農業補償、白川土地改良区という大きな項目の中では、それは、出ているものはありますけれども、あくまでも、農業補償の部分は、地権者と耕作者の間の協議でございますので、これは、お互いの私的な行為の中で、町に来ているということでございますので、これは、口頭の説明でご理解をいただけないかなというようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 5番神村建二君。

○5番 最後のところで、書面はだめだということなんですが、口頭でも200万だ、100万だとおっしゃっているわけですから、その部分が記されていないということをも、申し上げたいと思います。何でそれが最初から抜けているのか、5,500万プラス300万という説明があったんですね。その300万円についての記載が何もないので、それはどうなのかということで、ずっと、お聞きしてきたわけです。ですから、売買する当事者の中で、開示できないものもあるかもしれませんが、明らかに、具体的にもうわかっているものについては、それは、

ちゃんときちっと開示してもらわないと、町民も我々も不明、不透明だというふうにしか思えませんので、そこは、もう一度、ちょっと、改めてご検討いただきたいというふうに思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 神村議員から、前回に引き続き、ご質問いただいておりますけれども、今回、新庁舎建設に向けて、用地の取得を提案させていただいてまいりました。さまざまな、昨年度、検討した中で、新たな土地を求めてということで、地権者の方がご同意をいただいて、相談をさせていただいたところでございます。その中で、今回提案させていただいている内容につきましては、その用地、天神東の977番地の1と2の合筆した用地を5,800万で取得させていただくというご提案でございます。積算根拠はさまざまありましたが、私たちとして5,800万でお譲りいただけるという契約を結ぶことができましたので、その中で、土地改良の決済金であったり、耕作者の方の補償であったりということが盛り込まれているというご説明でご理解賜りたいと思います。あくまでも、5,800万で用地を取得するというご理解賜りたいと思います。

○議長 5番神村建二君。

○5番 総額で5,800万というのは、最初から全員協議会でも、ここにも記載されていますし、それは、そうなのかなというふうに思うんですが、全員協議会でも内訳として、計算して5,500万円になった。さらに、損失補償価格が2つあって、それが200万と100万あったんで、そこにオンして5,800万になったというそういうご説明があったんです。ですから、そういった内容を、やはり、きちっと記載した書面というのがやっぱり必要なんじゃないかな。ばはっと5,800万円じゃなくて、やっぱりそういう根拠が積み重なってきているわけです。だから、それがわかるようなものを、やはり、書類としてきちっと開示するべきじゃないのかなというふうに考えているわけです。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 本件に関しましては、用地取得にかかわる経費も込みで、5,800万でお譲りいただくということで、仮契約をいたさせていただいた内容でございます。内容の積算については、さまざまな積算がありますけれども、今回、2年間耕作する予定の方が、突如として耕作できないということに対して、自分は、その土地に対してU字管を入れたり、さまざま使い勝手のいいように改良事業も取り組んできたということ、さらに、1町2反ほどの農業収入が

減少しているということに対して、大きな痛手であるということで、地権者の方とご相談の積み重ねの中で、こういう形で円満に解約をすることができたということ、我々としても重く受けとめて判断をさせていただいたこととございます。トータルとして、5,800万でお譲りいただくということで、こういう契約をさせていただきましたので、ご了解賜りたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第66号 平成30年度川西町一般会計補正予算(第4号)

○議長 日程第5、議第66号 平成30年度川西町一般会計補正予算(第4号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第66号 平成30年度川西町一般会計補正予算(第4号)をご提案申し上げます。

平成30年度川西町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億7,869万3,000円とするものとございます。

以下、内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第66号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。今回の第4号補正につきましては、この間の事務事業の進捗に伴いまして、至急補正対応すべき事案が生じたので、これに伴いまして、補正予算を上程させていただくものでございます。その関係から、歳入歳出予算の補正に合わせまして、第2条におきまして、繰越明許費の設定を、第3条におきまして、地方債の補正をあわせて計上してございます。

まず、補正予算書をおめくりいただきまして、3ページをごらんいただきたいというふうに思います。第2表繰越明許費でございまして、繰越明許費の設定を行うものでございます。第2款総務費、第1項総務管理費、事業名は新庁舎整備工事でございます。金額が1億4,130万円でございます。過日の議会全員協議会でご報告を申し上げます新庁舎整備に伴います造成工事につきまして、その工期の設定を年度を越して、次年度までの工期設定をしたいということで、今、計画をさせていただいているところでございます。これに伴いまして、繰越明許費の設定を計上させていただいたものでございます。

それでは、次のページ、4ページにお移りをいただきまして、第3表地方債の補正でございます。今回は、変更を計上させていただいてございます。後ほど、歳入歳出予算の補正の中で説明をさせていただきますが、フレンドリープラザの非常用電源の蓄電池の交換に伴います事業費の財源といたしまして、振興資金整備事業につきまして、50万円の増額を計画するものでございます。限度額、そして合計金額、それぞれ50万円ずつ増額を計上してございます。

それでは、別紙の概要書をもとに歳入歳出予算の補正の内容につきまして、説明をさせていただきますというふうに思います。

歳出につきましては、今回は、普通建設事業費の単独のみということになってございます。

フレンドリープラザの管理運営経費につきましては、工事費の増額を計上してございますが、この内容につきましては、停電などの非常時に、自家用の発電装置を起動させる始動用の蓄電池につきまして、現在、寿命を迎えている状況にございますので、万が一の事態に備えまして、速やかに蓄電池の交換をすべく工事費の増額を計上するものでございます。

次に、防火水槽整備事業、そして、消火栓の整備事業の工事費の減額、そして、負担金の増額でございますが、この内容につきましては、一般県道大塚米沢線の道路整備事業で必要となりました防火水槽につきまして、当初の計画では、ほかの用地を求めて防火水槽を移設

したいという考えでございましたが、それを設置する用地の確保が困難となっております。そして、その対応を検討した結果、新たに消火栓を整備するという事で、計画を変更するものでございます。よって、防火水槽整備事業、消火栓整備事業、いわゆる組み替え補正をここで計上させていただいているものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

1の繰入金につきましては、財源調整のための財政調整基金の繰り入れでございます。

2の町債につきましては、地方債の補正でご説明を申し上げました、フレンドリープラザ施設整備事業債の増額でございます。

この結果、財政調整基金の残高でございますが、2億8,533万5,000円となる見込みでございます。

よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

13番佐々木賢一君。

○13番 私からフレンドリープラザの管理運営経費、これについて質問をさせていただきます。

自家発電装置を起動するためのバッテリーの交換というふうに、今説明がございましたが、蓄電池自体の対応年数、何年のものを使用しているのかお聞かせいただきたい。それから、自家発電装置でありますから、恐らくディーゼルエンジンだというふうに思いますが、無給油といいますか、災害が起きれば油を継ぎ足すことができないことも想定しなければなりませんので、危惧をするわけですけれども、自家発電装置で全電源を何時間動かせるのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、NEDOの事業だったというふうに思いますが、太陽光発電を入れておられるということで、東沢の活性化センターにも同じ事業で入れていただいたんですが、バッテリー、太陽光で発電した電気をバッテリーに蓄電をしておいて、利用するというような計画になっておって、私どもお聞きしているのは、大体、東沢の活性化センターでは、2日間ぐらい、電源、大丈夫だというような説明だったんですが、プラザでは、それを蓄電して活用するという事はやっておらないんですかね、東沢と違うのかな、この方式は。それについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、ご質問ありましたので、お答え申し上げたいと思います。

今、未来づくり課長のほうから、内容についても説明を申し上げましたけれども、補修内容自体は、制御弁式据置鉛蓄電池4個の交換ということになります。交換となりますので、今、古いタイプのは、廃棄物としての処分も込みでの工事を予定している内容でございます。その蓄電池の耐用というご質問でございまして、それにつきましては、メーカーが保証しているという保証期間ということになりますが、私どもで把握しているのは、約7年ほどとお聞きをしております。実際、7年は越してのことだったんですが、正常にといいますか、問題なくアラーム等も鳴らなくなっていたということも、今回、こうして年度途中での更新を必要とするようなことになったと思ひまして、その点については反省をし、これから施設管理者とともにきちんと対応をしていきたい、計画的に対応をしていきたいと、このように思っております。

今回の蓄電池は、申し上げましたように、屋内消火栓のポンプの始動やあるいは管内の非常用照明等の電源、電源といたしますか、そのための始動するための蓄電池ということになりますが、特に、自動的にスイッチが入るための蓄電池ということになりまして、一方では、手動という対応も可能という装置になっております。特に、管内の照明につきましては、この始動がなりまして、作動するわけですけれども、その前に、非常灯用の、それぞれの簡易のバッテリーがございまして、それがまず10分ほど点灯するということがございまして、それに引き続いてこの起動したものによって、装置によって、継続して照明灯などが作動すると、このようなことになっております。

ご質問の、どのぐらいのエンジン等が継続するのかということにつきましては、ちょっと、手元に詳しい資料ございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思ひます。

また、以前設置をしております、現在使用させていただいているソーラー発電の関係がありますが、そのソーラー発電からの蓄電をして新たな別に活用するというのが、装置については、そういう仕組みにはなっていないというふうに、私どもとしては受けとめてるところでございます。

以上でございます。

○議長 13番佐々木賢一君。

○13番 今、図らずもあれですね、課長から反省の弁がありました。蓄電池というのは、寿命があるというのは、皆誰でも知っているわけですね。ですから、計画的に対応年数が過ぎれば交換をするということでない、平常時、万が一の際に使えないというようなことであってはならないわけでありまして、できれば今後、ありましたように、計画的に交換さ

れるような仕組みづくりですか、そういうものをお願いしたいなというふうに思います。

それから、ソーラーですけれども、私どもで、活性化センターで停電があったとき、3.11の後の4月に余震で停電しました。その際には、やっぱり今あったように、自動的に非常灯がつくようになっているんですかね。それは、ソーラーが入る前でしたので、装置そのものに、今プラザにもそういう装置入っているということでしたが、それが大体2時間ぐらいついておりました。2時間あれば、少々の会合を開いていて、真っ暗になったとしても、避難十分にできるというような時間でありますので、5分、10分では、やっぱり、ちょっと短いなという、やっぱり、非常用電源に頼らないといけないなということだというふうに思いますので、バッテリーはともかくとしても、非常用の自家発電装置、これも常に点検を怠りなく手入れをしていただきながら、万が一の際には、支障のないような対応を心がけていただきたいと思います。

以上です。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 先ほど、佐々木議員のほうからご質問をいただきました太陽光発電について、私のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。

この太陽光発電のほうの事業につきましては、グリーンニューディール基金、その基金を活用した事業でございました。いわゆる公共施設、避難所等の公共施設において、非常時に電気のある程度確保できるように、太陽光発電の施設を設け、あわせて電気が切れた際に、非常時の対応ということで、蓄電池などもあわせて整備をするというものでございます。本庁内におきましては、先ほどご紹介がございました東沢地区交流センター、それに、小松小学校、そして、フレンドリープラザ、この3つの施設に整備をさせていただいてございます。よって、その蓄電池の実際の稼働時間につきましては、大変短時間の対応とならざるを得ないような状況にはございますが、それぞれ非常時の対応に向けて、それぞれの施設におきまして、その蓄電池もあわせて整備はさせていただいているということで補足をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 ほかに。

12番金子一郎君。

○12番 今の説明で、鉛蓄電池の産業廃棄物としての処分料込みの予算計上というようなご説明でございますけれども、そのバッテリーの重量と処分料、幾らみているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 手元にある概算的なもので、それを参考にお答えをしたいと思います、処理費としましては、1万円ほどというふうなことを考えております。

以上です。

○議長 12番金子一郎君。

○12番 何キログラムかわかりますか。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 ちょっとそこまでは、ちょっと手元にないので、申しわけございません。

○議長 12番金子一郎君。

○12番 産業廃棄物指定品目というものがあるわけですが、この鉛蓄電池も当然産業廃棄物でございます。しかし、社会通念上、有価物で取引のなるもの、これは産業廃棄物から外れるというようなことで、当然、この鉛蓄電池も産業廃棄物から外れます。ですから、何キロあるかでございますけれども、これを有価物にかえることができるんです。ですから、もったいないなと思ったものですから。せっかくこれから廃棄物にするには、マニフェストの作成から、それから、処理料を払わなくてはなりません。しかし、今申し上げましたように、社会通念上、有価物として取引のできるものは、その業者から逆にお金をもらえるというようなことになっておりますので、ひとつご研究いただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第8号 議員の派遣について

○議長 日程第6、発議第8号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者 齊藤智志君。

(7番 齊藤智志君 登壇)

○7番 発議第8号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成30年9月21日提出。

提出者、川西町議会議員齊藤智志。

賛成者、記載のとおりでございます。

別紙をごらんください。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記。

1、山形県町村議会議長会主催町村議会議員研修会。

目的、議員の識見を広め、議会活動の活性化と円滑な運営に資する。

派遣場所、山形市山形国際交流プラザ。

期日、平成30年10月16日。

派遣議員、議員全員といたします。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第9号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第7、発議第9号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会において、総務文教常任委員会に付託した、請願第4号 ラ

イドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の維持・確保を求める請願。

本請願は、審査未了のため継続審査とされたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号 閉会中の継続審査については許可することに決定いたしました。

◎発議第10号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第8、発議第10号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに新庁舎整備特別委員会においてそれぞれ検討され、申し出があったものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上をもって、全日程を終了いたしました。

これをもって、平成30年第3回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでした。

なお、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、新庁舎整備特別委員会から、閉会中における所管事務調査報告書がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ごらんください。

(午後 1時38分)